# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号:議員立法)のポイント 参考資料

- ■女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が 顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- ■こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

#### 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

#### ■目的・基本理念

=「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

#### ■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施 策を講じる責務を明記。

### ■教育・啓発

■人材の確保

## ■調査研究の推進

■民間団体援助

### ■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

### ■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

# ■支援調整会議 (自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

#### 女性相談支援センター (旧名:婦人相談所)

**女性相談支援員** (旧名:婦人相談員)

女性自立支援施設 (旧名:婦人保護施設)

### 民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援 ⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援





■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

# 売春防止法 第1章総則

(主な規定) 第1条 目的 第2条 定義 第3条 売春の禁止

第2章刑事処分

(主な罰則) 第5条 勧誘等 第6条 周旋等

存

続

第11条 場所の提供 第12条 売春をさせる業

#### 第3章補導処分

(主な規定)

第17条 補導処分

第18条 補導処分の期間

第22条 収容

廃止

#### 第4章保護更生

(主な規定)

第34条 婦人相談所第35条 婦人相談員

第36条 婦人保護施設

第38条 都道府県及び市の支弁

第40条 国の負担及び補助